

千葉商科大学同窓会団体活動助成費支給規程

(目的)

第1条 この規程は、千葉商科大学同窓会（以下「同窓会」という。）活動の活性化を図るため、同窓会に登録した課外活動団体（以下「団体」という。）に対して団体活動助成費（以下「助成費」という。）を支給することについて定める。

(対象団体)

第2条 助成費を支給する団体は、同窓会に登録し承認を受けた次の団体とする。

- (1) 特定団体（教育研究会、CUC 会計人クラブ、体育会 OB 会及び瑞穂会中小企業診断士研究会）
- (2) 同期会
- (3) 上記以外の団体

(新規登録)

第3条 新規に助成費の交付を受けようとする団体は、3月末日までに所定の「課外活動団体登録申請書」に、団体規約を添付の上、同窓会事務局（以下「事務局」という。）に提出するものとする。

(承認)

第4条 前条により申請があった場合、同窓会長は常任理事会に諮り、承認の可否について審議し、決定するものとする。

- 2 前項により助成費交付の承認を受けた団体に対しては、「団体活動助成費交付承認通知書」を交付するとともに、同窓会の団体として登録する。

(請求方法)

第5条 助成費の交付を受けようとする団体は、6月末日までに所定の「団体活動助成費交付申請書」に予算書又は事業活動計画書を添付の上、事務局に提出するものとする。

- 2 第3条に規定する団体にあつては、前項に準じて8月末日までに提出する。

(支給額)

第6条 支給額は次の各号の定める通りとし、年1回支給する。

- (1) 特定団体に対しては、10万円とする。
- (2) 同期会に対しては1万円とする。
- (3) 上記以外の団体に対しては、1万円から5万円の範囲内とする。

- 2 前項(2)(3)に規定する団体に対しては、結成時に助成費として1万円を別途支給する。

(支給手続き)

第7条 第5条の規定により請求のあった団体に対しては、事務局において内容を審査

の上、常任理事会を経て12月末日までに助成費を支給するものとする。

(報告)

第8条 助成費の交付を受けた団体は、各団体の会計年度終了後3ヵ月以内に、決算書類に所定の「団体活動助成費使用明細書」を添付の上、事務局に提出するものとする。

(取り消し)

第9条 助成費の交付を受ける団体が、活動を休業あるいは停止していると認められる場合、同窓会長は所定の手続きを経て助成費の交付を停止又は取り消すことができる。

2 前項により助成費交付の取り消しを受けた団体に対しては、常任理事会に諮り、「団体活動助成費交付取消通知書」を交付し、同窓会の団体としての登録を末梢する。

3 登録を抹消された団体が、再度助成費の交付を受けようとする場合は、第3条の規定に準じて手続きを行うものとする。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、総会において出席会員の3分の2以上の同意をもって行う。

付 則

1. この規程は、平成21年11月3日から施行する。
2. この規程は、令和6年11月4日から施行する。